

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 東京都宝くじの発売（六件）……………（財務局主計部公債課）…一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…三
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…五
- 全国自治宝くじの発売（七件）……………（全国自治宝くじ事務協議会）…五

告示

- 東京都告示第千五百三十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年十二月二日
東京都知事 小池百合子
- 一 名称 第二千五百五十二回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和五年一月四日から同月二十四日まで

七 抽せん期日 令和五年一月二十七日

八 当せん金支払開始期日 令和五年二月一日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	当せん金	千万円	当せん本数	一本
一等の前後賞		二百五十万円		二本
一等の組違い賞		十万円		十九本
二等		三十万円		二十本
三等		三万円		四百本
四等		五千元		二千本
五等		千円		二万本
六等		百円		二十万本
計				二十二万二千四百四十二本

注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千五百三十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和四年十二月二日

東京都知事 小池百合子

一 名称 第二千五百五十三回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 五億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間 令和五年一月四日から同年三月七日まで

七 当せん金支払開始期日 令和五年一月四日

八 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	当せん金	二百万円	当せん本数	十本
二等		五万円		二百五十本
三等		一万円		二千五百本
四等		千円		三万本
五等		二百円		七十五万本
計				七十八万二千七百六十本

注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千五百三十七号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和四年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千五百五十四回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 五百万枚 十億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和五年一月十一日から同月三十一日まで

七 抽せん期日 令和五年二月三日

八 当せん金支払開始期日 令和五年二月八日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等 三千万円 当せん本数 一本
二等 一千万円 二本
三等 一百万円 十本
四等 十万円 四十本
五等 一万円 四百本
六等 一千元 四千本

七 抽せん期日 令和五年三月三日

八 当せん金支払開始期日 令和五年三月八日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等 三千万円 当せん本数 一本
二等 一千万円 二本
三等 一百万円 十本
四等 十万円 四十本
五等 一万円 四百本
六等 一千元 四千本

計 五十六万三千百五十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千五百三十八号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和四年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千五百五十五回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和五年二月八日から同月二十八日まで

七 抽せん期日 令和五年三月三日

八 当せん金支払開始期日 令和五年三月八日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等 一千万円 当せん本数 一本
二等 一百万円 十本
三等 一十万円 四十本
四等 一千万円 四百本
五等 一千万円 四千本
六等 一百万円 四十本

七 抽せん期日 令和五年四月五日

八 当せん金支払開始期日 令和五年四月十日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等 三千万円 当せん本数 一本
二等 一千万円 二本
三等 一千万円 十本
四等 一千万円 十本
五等 一千万円 十本
六等 一千万円 十本

計 二十二万二千四百四十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千五百三十九号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和四年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千五百五十六回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和五年三月四日から同月三十一日まで

七 抽せん期日 令和五年四月五日

八 当せん金支払開始期日 令和五年四月十日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等 三千万円 当せん本数 一本
二等 一千万円 二本
三等 一千万円 十本
四等 一千万円 十本
五等 一千万円 十本
六等 一千万円 十本

七 抽せん期日 令和五年四月五日

八 当せん金支払開始期日 令和五年四月十日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

九	当せん金の額及び当せんの数		
八	当せん金支払開始 期日	令和五年四月五日	
七	抽せん期日	令和五年三月三十一日	
六	発売期間	令和五年三月八日から同月二十八日まで	
五	証券型式	開封式	
四	証券金額	一枚百円	
三	発売の数及び総額	二百万枚 二億円	
二	受託銀行等の名称 及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号	
一	名称	第二千五百五十七回東京都宝くじ	

●東京都告示第千五百四十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年十二月二日
東京都知事 小 池 百合子

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

三等	一万円	六千本
四等	千円	三万本
五等	二百円	三十万本
新生活応援賞	三万円	千二百本
計		三十三万七千四百十二本

十 注意事項

二	事業施行期間		
一	組合の名称	立石駅北口地区市街地再開発組合	

●東京都告示第千五百四十一号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき立石駅北口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
令和四年十二月二日
東京都知事 小 池 百合子

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

等級	当せん金	当せん本数
一等	一千万円	一本
一等の前後賞	二百五十万円	二本
一等の組違い賞	十万円	十九本
二等	三十万円	二十本
三等	三万円	四百本
四等	五千元	二千本
五等	千円	二万本
六等	百円	二十万本
計		二十二万二千四百四十二本

十 注意事項

三	変更の概要	別図表示のとおり
二	変更の区間	あきる野市草花字高瀬七百二十四番一地区内
一	路線名	あきる野羽村

●東京都告示第千五百四十二号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和四年十二月二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和四年十二月二日
東京都知事 小 池 百合子

三 施行地区
葛飾区立石四丁目及び立石七丁目各地内
四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
葛飾区立石四丁目二十六番二号
令和三年四月二十八日
五 変更の内容
事業施行期間を令和十一年八月三十一日まで延長する。
六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和四年十二月二日

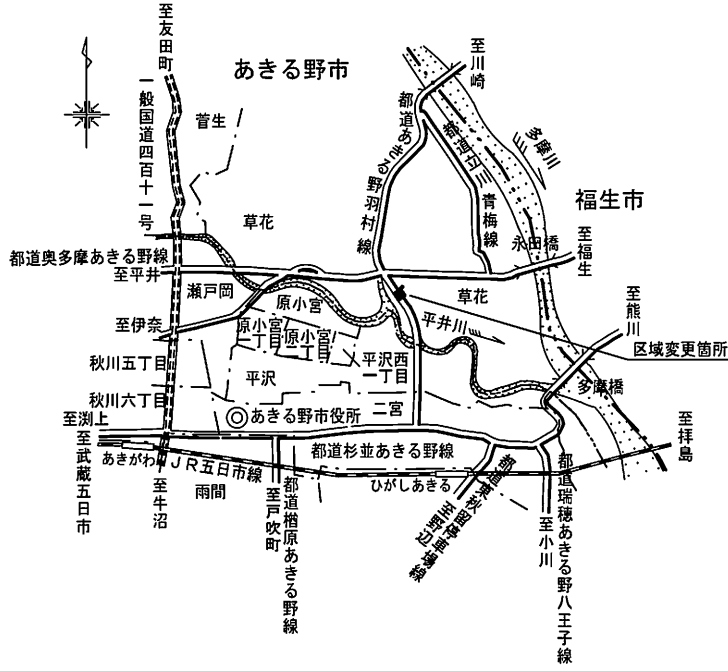
令和三年四月二十八日から令和十一年五月三十一日まで

別図

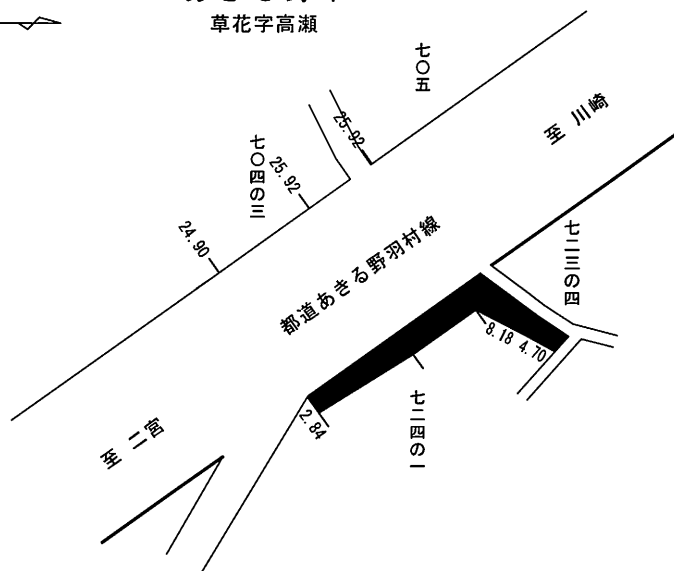
都道あきる野羽村線区域変更略図
あきる野市草花地内



延長 三五・七八メートル
面積 一五八・一六平方メートル



あきる野市
草花字高瀬



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市学園二丁目十八番一の一部

港区高輪三丁目二十二番九号
タマホーム株式会社
代表取締役 玉木 伸弥

武蔵村山市中央二丁目百三番三

東大和市中央四丁目九百六十五番地の百七十一
株式会社鈴建
代表取締役 鈴木雄一郎

府中市白糸台一丁目十番十四及び同番十五

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

小金井市東町三丁目三十六番一及び同番一地先

西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

多摩市大字東寺方字四号五百十八番一、五百十九番及び五百二十番五

西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年十二月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百五十回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

九百万枚 十八億円

一枚二百円

被封式（被封された指定部分を削り取るにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法）

令和五年一月十一日から同年二月七日まで

令和五年一月十一日

六	発売期間			
七	当せん金支払開始期日			
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数	
一	等	五百万円	十八本	
二	等	十万円	四百五十本	
三	等	一万円	九千本	
四	等	千円	九万本	
五	等	二百円	二百七十万本	
計			二百七十九万九千四百六十八本	

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九十七号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和四年十二月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百五十一回全国自治宝くじ

一 名称
 受託銀行等の名称及び所在地
 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

二 発売の数及び総額
 一億枚 三百億円
 (三十億円を一単位(一ユニット)として十単位(十ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

開封式

令和五年二月一日から同年三月三日まで

令和五年三月十日

令和五年三月十五日

七 抽せん期日

八 当せん金支払開始期日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等 二億円

二等 一千万円

三等 九十九万九千九百九十九円

四等 九十九万九千九百九十八円

五等 九十九万九千九百九十七円

六等 九十九万九千九百九十六円

七等 九十九万九千九百九十五円

計 百十四万一千六百六十五本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九十八号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和四年十二月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百五十二回全国自治宝くじ

一 名称
 受託銀行等の名称及び所在地
 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

二 発売の数及び総額
 五千万枚 百五十億円
 (三十億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

開封式

令和五年二月一日から同年三月三日まで

令和五年三月十日

令和五年三月十五日

七 抽せん期日

八 当せん金支払開始期日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等 二千万円

二等 一千万円

三等 九百九十九万九千九百九十九円

四等 九百九十九万九千九百九十八円

五等 九百九十九万九千九百九十七円

六等 九百九十九万九千九百九十六円

七等 九百九十九万九千九百九十五円

計 百十四万二千百十五本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年十二月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百五十三回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千八百万枚 三十六億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和五年二月八日から同年三月二十八日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年二月八日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 百万円 九十本 二等 五十万円 三千六百本 三等 一万円 一万八千本 四等 千円 十八万本 五等 二百円 五百四十万本
計		五百六十万一千六百九十本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年十二月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百五十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百万枚 十五億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和五年三月四日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年三月四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 千五百万円 五本 二等 五十万円 五百本 三等 十万円 五百本 四等 一万円 千五百本 五等 千円 二十万本 六等 三百円 百万本
計		百二十万二千五百本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年十二月二日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第九百五十五回全国自治宝くじ
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 八百万枚 十六億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)
令和五年三月四日から同月三十一日まで
- 六 発売期間 令和五年三月四日
- 七 当せん金支払開始期日 令和五年三月四日
- 八 当せん金の額及び当せんの数

一等	当せん金	当せん本数
二等	三百万円	八本
三等	三十万円	六十四本
四等	一万円	三千六百八十本
五等	千円	二十万本
計	二百円	二百四十万本
計	二百六十万三千七百五十二本	

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和四年十二月二日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第九百五十六回全国自治宝くじ
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 六百万枚 六億円
- 四 証券金額 一枚百円
- 五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、
一等から三等までの当せんが判明する方法)
令和五年三月四日から同月三十一日まで
- 六 発売期間 令和五年三月四日
- 七 当せん金支払開始期日 令和五年三月四日
- 八 当せん金の額及び当せんの数

一等	当せん金	当せん本数
二等	五百円	百八十本
三等	百円	七万八千本
計	二百四十七万八千八百八十本	

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

